

上尾市市民活動支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 2 3 号

上尾市市民活動支援センター管理規則の一部を改正する規則

上尾市市民活動支援センター管理規則（平成 2 2 年上尾市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「土曜日」を「金曜日」に改め、「日曜日」の次に「及び土曜日」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。